

# 道路上に設置した乗り入れ(段差解消)ブロックの撤去をお願いします。

敷地と道路との段差を解消するため、乗り入れブロックや鉄板などを道路上に設置することは、歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる可能性があり、大変危険です。

また、乗り入れブロックや鉄板を道路に設置することは、**法令違反**となり、**設置者(所有者または使用者)が原因となる事故が発生すると、損害賠償責任が問われる場合があります。**

全ての人々が安全・安心に通行できるように、**道路上の乗り入れブロック等の撤去をお願いします。**

なお、車庫への出入り等のために歩道の切り下げ(段差解消)が必要な場合は、**自費で工事を行うことができます。(下写真参照)**

詳しくは右表までご相談ください。



路上に置かれた乗り入れブロック



切り下げ工事の後

※切り下げは1住宅につき、原則1箇所までです(地形によっては個別にご相談ください)。

※切り下げ幅は乗用車の出入りで原則4mです(地形によっては個別にご相談ください)。

※切り下げ工事に関して、福岡市の登録業者を紹介することもできます。

◎道路自費工事(切り下げ工事)については、福岡市のホームページで紹介しています。



乗り入れブロックの処分にお困りの場合は、**粗大ごみ受付センター(092-731-1153)まで**

## <道路自費工事(切り下げ工事)の申請先>

東区役所 維持管理課  
TEL:645-1156

博多区役所 管理調整課  
TEL:419-1061

中央区役所 管理調整課  
TEL:718-1082

南区役所 維持管理課  
TEL:559-5094

城南区役所 維持管理課  
TEL:833-4077

早良区役所 維持管理課  
TEL:833-4336

西区役所 管理調整課  
TEL:895-7046

※工事費用は自己負担となります。